



## 私のひとこと

### 「非核神戸方式」に誇り

成山昌子

原水爆禁止世界大会の分科会で、佐世保基地調査に参加しました。海から見える佐世保港は、そのほとんどが米軍と自衛隊の施設になっており、灰色の艦船とフェンスで囲われた岩壁が続く異様な光景でした。

説明によると、この港は、米軍のアジア出撃・補給基地の役割があり、安倍政権の「安全保障戦略」のもとで、自衛隊が海外で米軍と一体となって戦争できる体制づくりが、進められています。

この港は、米第七艦隊を3ヵ月間、行動させることができる燃料と約4万トンの弾薬を貯蔵する弾薬・燃料の補給基地で、沖縄に駐留する海兵隊を、戦地に輸送する役割を持っています。

私たちが、遊覧船で基地調査に出発すると、アメリカの小型艦艇が、船の横をしばらく並行して走行し、威嚇？してきました。日本の港の中で、遊覧船に乗っているだけで、機関銃を備えた米軍船に追いかけるって、どういうこと？

神戸が普通と思っていた私には、驚きです。「非核神戸方式」を持つ神戸港が、如何に平和な港か、実感しました。

安保法制が成立すれば、日本全国で、このような状況が起こります。そんなことは絶対に御免です。

(九条の会.ひがしなだ世話人 東神戸薬局)



## 戦後 70 年特別企画

### 今も続く残留孤児問題 「戦後責任」は戦争しないこと



九条の会.ひがしなだの戦後 70 年特別企画は 8 月 2 日、「中国残留孤児は今～戦争と『戦後責任』を問い直す」をテーマに、東灘区民センターで行われ、約 70 人が参加しました。

講演に先立ち、残留孤児国家賠償請求訴訟をともに闘った兵庫弁護団からメッセージが届けられ、大槻倫子弁護士から「戦争反対を訴え、平和憲法を守る闘いに連帯していく」決意とともに、披露されました。

講演した、神戸大学の浅野慎一教授は、70 年前に国策移民・棄民政策によって生み出された残留孤児問題は、「今もなお、世代を引き継ぎながら大きな傷痕と新たな傷痕を生成」「残留孤児

を早期帰国させず、帰国後も自立支援をしなかったのは、国民主権の下にあった戦後の日本政府であり、むしろ戦後日本の民主主義が問われている問題」「今の日本人と日本社会が解決すべき現在進行形の問題」と強調。「再び海外で戦争するための安保法案を許していいのか」と問いかけました。

また、敗戦2ヵ月前に8歳で、家族と一緒に旧満州へ送りこまれた大中はつゑさん（福知山出身）は、「父も母も死んで残留孤児になったが、多くの人達に助けられて帰国でき、子どもたちも今、中華料理店を経営して、とても幸せ」と、苦難の道のりを明るく振り返りました。

質疑応答では、NHK記者も含めて10人が質問。「自分は引揚者だが、残留孤児とは紙ひとえ」などの発言も多く、さながら体験交流・意見交換会の観を呈しました。



弁護士深草徹の

「ここがポイント」

## 「自衛権」と「集団的自衛権」



国際法上、「自衛権」が確立したのは第一次世界大戦後のことです。“一般的に武力の行使は違法である。しかし、他国からの武力攻撃に直面した国が、ほかに適切な方法がないとき、これを排除するために必要最小限度の武力の行使をすることは許される。”これが国際法上の「自衛権」です。

それでもドイツ、日本、イタリアは、国際法に反して、侵略戦争を行いました。第二次世界大戦は、国際法のみで見ると、違法な侵略と「自衛権」行使とがぶつかりあった戦争でした。

違法な侵略が粉碎されることがはっきりすると、国際社会は、あらためて戦争を未然に防ぐ手立てをとることを構想しました。国連をつくり、違法な武力攻撃があったときは国連自身がこれを阻止し、制裁を加えるという集団的安全保障の構想です。しかし、これも不完全なものとなりました。国連憲章は、集団的安全保障の措置が間に合わないとき、加盟国が「個別的自衛の権利」又は「集団的自衛の権利」の行使をすることを認めてしまったのです。

「個別的自衛の権利」とは上記の「自衛権」です。「集団的自衛の権利」が何かは定められていませんが、通常は、自己と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けたとき、その他国のために武力行使をする権利とされています。

つまり「集団的自衛権」です。しかし、これは「他衛権」ですね。

わが国では、横田喜三郎ら著名な国際法学者らが、「集団的自衛権」は「自衛権」ではなく、国連の目的に反するものとして国連憲章の改正を提起しました。また、多くの国際法学者は「集団的自衛権」は自国の安全に重大な影響がある時に、初めて行使できるとする限定的行使説を唱えました。

しかし、実際には、「集団的自衛権」は、支配と干渉、侵略の道具として濫用されました。戦争法案の「集団的自衛権」は「自衛権」ではなく、憲法9条はそのようなものを認めていません。

(九条の会. ひがしなだ共同代表)



原水爆禁止世界大会報告

圧倒的な「核廃絶交渉を開始せよ」の声

兵頭 晴喜

8月4日～6日、原水爆禁止世界大会・広島に参加しました。被爆70年の今年は、広島も長崎もメインの位置づけで大きく取り組まれました。

大会で明らかにされたことは、5月のNPT再検討会議では、最終合意文書が採択されなかったものの、核兵器廃絶条約の交渉開始を求める声は、圧倒的多数の国々の合意となり、核保有国を追い詰めていること。また、「核兵器使用の人道的結果」についての共同声明にNPT締約国の8割を超える159カ国が賛同するなど、人道的見地から核兵器禁止を求める声が広がり、核保有国もこれに「理解」を表明せざるを得ない状況になっていることです。



この変化を作り出す上で、被爆者をはじめ市民運動の果たしている役割が大きい、と国連代表や政府代表から強調されました。

さらに、10日夜、兵庫県原水協が海外代表を迎えた交流会を神戸で開き、約50人が参加しました(写真)。海外代表として参加したアメリカンフレンズ奉仕委員会のジョセフ・ガーソン氏は、NPTニューヨーク行動での日本代表団への感謝を述べ、イギリス核軍縮キャンペーンのディブ・ウェヴ氏からは、英国政府が進めるトライデント潜水艦搭載の核兵器更新に対する取り組みについての報告がありました。  
(住吉宮町在住)

## 平和随想

### 「敗戦」の日に想う

林 英夫

国民を戦争に参加させるのは、つねに簡単なことだ。とても単純だ。

国民には攻撃されつつあると言い、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、国を危険にさらしていると主張する以外には、何もする必要がない。この方法はどんな国でも有効だ――。

これは「アベ」総理の言葉ではありません。

ナチス・ドイツでヒトラーの後継者とされ、国家元帥までのぼりつめたヘルマン・ゲーリングの有名な言葉です。

戦後70年、「安倍談話」が発表されました。先の大戦に対して、まったく他人事のような間接話法の「痛切な反省」と「お詫び」に、怒りすら覚えます。

憲法を護るべき議員や公務員らには、9条とともに99条も熟読してもらいたい。

国民、市民の命や財産を守るのは、あなた方なのですから。

(元サンテレビアナウンサー・前神戸市議)

## 九条の会訪問記 (その43) ふたば9条の会

### 6月に「標的の村」でスタート

### 高まる「憲法学習」への関心

またひとつ、神戸に9条の会が誕生しました。

神戸医療生協を母体とする社会福祉法人「駒どり」の福祉職場に働く人たちが、自主的に集まった「ふたば9条の会」がそれです。事業所は20以上にまたがっていますが、メインの職場は、長田区の市

営地下鉄「駒ヶ林」駅上にある老人ホーム。この施設名にちなんで、ふたば9条の会と名づけています。

安倍・自公政権が、「戦争する国づくり」へと暴走する中、危機感を抱いた有志が呼び掛けて、4月2日に、自民党改憲草案と現行の日本国憲法を対比で学ぶ学習会を開催。「思いもよらぬ人も集まった」という、反応の良さに自信を得て、アンケートなども駆使した準備を重ね、6月18日開催の「標的の村」上映会で、“旗揚げ”にこぎつきました。60人以上が参加し、結構な額のカンパも集まりました。

また、憲法学習会への関心度が高いことから、9月7日には第2回目の学習企画を予定しています。



準備会合も入念に

## 平和美術展に出展して

### ああ、玉砕

玉井 洋子

昨年7月、峠三吉の原爆詩集の序詞を書いたため、兵庫県平和美術展に初めて出展した時から、来年は井本木綿子さんの詩で、と思っていました。戦争が一人の少女に与えた傷の深さが、酷薄なまでに美しく切りとられたこんな詩があることを、皆さんに知ってほしかったのです。

今年は戦後70年。テレビの特別番組の取材にこたえる、老いた元特攻兵の話に慄然としました。生と死のきわどい淵から自分だけ生還し、生き延びたことへの後ろめたさをかかえたまま、彼は生きておられるのです。果てしなく続く、この苦しみをいったい誰が償えるのでしょうか。

「白鳥」の詩を書かれた井本木綿子さんは、5年前に83歳で亡くなっていますが、「玉砕」などという美しいコトバに酔って、再びお国のために命を投げうつようなことがあってはならないと、彼女は今も私たちに語りかけてくれているようです。これは、彼女の告発であり、鎮魂のうたなのです。私は、この詩に言葉のもつ無限の可能性と底なしの恐怖を感じます。



(書家、詩人=東灘区在住)

## 催し物案内

### 結成10周年記念講演会

日時：10月4日(土)

場所：川西市立中央公民館大集会室

講演：「日本は本当に戦争する国になるのか  
～安保法制と憲法改定の狙い～」

講師：吉田維一弁護士

主催：九条の会かわにし

### 10周年集会 記念講演

「有効なのはどちら？ ～集団的自衛権か憲法9条か」(仮)

講師/泥憲和さん(元自衛官の活動家)

日時：9月27日(日)

場所：宝塚西公民館ホール

主催：宝塚9条の会

連絡先：0797-57-5738 工藤さん



宝田明さんの年齢を感じさせない立ち姿、張りのある声に驚き、最後の歌声にその気持ちがかもっているのがわかりました。

加しました。

・八月二二日の「憲法九条は世界の宝だ」集会に参加

されています。

の側の配慮と懐の深さ、柔軟さ、そして真の力量が試

してもらいやすい空気をど

う作っていくのか、私たち

に、リラククスして参加し

参加・・・こうした人達

いが、戦争法案は不安。何

とかしたいとデモにも初

運動への参加経験はな

が増えています。

見知らぬ女性からの連絡

が増えています。

・「孫の将来が心配」と、

## 編集後記